

第2回安来市下水道使用料等審議会 議事録

日時：令和元年10月4日（金）9：30～

場所：安来庁舎 防災棟 研修室

○出席者

出席委員 10名

吉村委員、富田委員、江戸委員、若狭委員、岩見委員、長島委員、鈴木委員、真野委員、
蒲生委員、山根委員

欠席委員 無し

安来市

池田上下水道部長、高家上下水道部次長兼下水道課長、長谷川主査、松浦管理係長、
平野計画係長、池田主任

○配布資料

会議次第、席次表、議事録（第1回審議会）、
安来市下水道使用料等審議会資料（第2回）

1. 開会

2. 池田上下水道部長あいさつ

3. 議事

事務局

当審議会は市の附属機関であるため『公開』が原則である。議事録について、各委員からの発言内容を個人名を伏せた形に調整し、市のホームページ上で公開する。また、本日、議事録作成のため録音をするので、了解をお願いする。

本日、委員10名全員に出席していただいているので、会議が成立していることを報告する。

日程3) 議事 条例第5条により、会長に進行をお願いする。

議長

議事録署名の委員、富田委員 若狭委員 2名を指名する。

議長

議事に入る前に、本日の会議の進め方について事務局からの説明を求める。

事務局

事前に資料を配布したので、本日の会議では、特に重要な点について簡潔に説明し、委員の皆様からご意見をいただく時間を多くとりたいと考えている。また、委員の皆様には、本市が目標とする経営目標についてご理解いただいたうえで、使用料改定を検討する方向でご理解いただきたい。

議長

意見はないか。

意見なし

議長

議事に入る

- 1) 第1回審議会の質疑に対する回答等
- 2) 中期経営見通し
- 3) 下水道使用料改定による中期経営見通し
について事務局に説明を求める。

事務局

1)～3)を別紙資料により説明

議長

意見はないか。

委員	資料5ページ(前回の審議会の際の経営見込みと現状との比較)に改定率が記載されているが、この数字は平成19年度の審議会で話し合われて認められたものか。
事務局	当時はこの数字で説明している。実際は、平成20年代に景気が悪化したこともあり、市民生活への影響を考慮して、平成20年度以外は改定を見送っている。
委員	資料17ページ以降で使用料改定を行った場合の試算結果が記載されているが、実際のところ、経費回収率を何パーセント以上にしなければならないと考えているか。
事務局	後で詳しく説明するが、現在のところ50%を目標に考えている。
委員	下水道事業として考えた場合、人口が増加した場合と減少した場合と、どちらが収支の面で良いことになるのか。例えば人口が増加した場合、使用料収入が増加する一方で、処理費用が増加することになるが。
事務局	下水道事業は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の様々な事業を含む。公共下水道の場合は、維持管理費が使用料収入の中に収まっているので、利用者が増えればそれだけ収益が増えることになる。ただし、浄化槽事業については、使用料収入よりも維持管理費の方が多いので、利用者が増えれば増えるほど赤字が増えることになる。
委員	一般家庭において、使用料改定を行った場合どのぐらい支払額が増えるのか。
事務局	一般的な家庭の平均では、水道使用量が月に約20m ³ となる。この場合、水道料金及び下水道使用料の両方とも、税込みで約3千500円(合わせて約7千円)になる。 仮に、下水道使用料を20%増額改定した場合約4千200円となり、約700円支払金額が増えることになる。
委員	平成19年度以降で、この審議会に使用料改定について諮問されているか。
事務局	この審議会は、内部協議のうえ市長判断で設置している。平成19年度に設置して以来、今回まで設置していない。それは、審議会を設置するに至らないという判断によるものである。
委員	市議会の方でも、下水道使用料の改定について議論は無かったのか。
事務局	お見込みのとおりであるが、赤字補てんのため一般会計繰入金が増加していることは、市の執行部も市議会も認識していた。
委員	今回の見直しの基礎として、管の老朽化とポンプの耐用年数があつたと思うが、今後新規で整備を行うことは無いのか。また、それを中期経営見通しに反映しなくても良いのか。
事務局	新規整備について、資料15ページに今後の整備計画を載せている。公共下水道について、令和8年度まで整備予定としているが、居住地域は令和5年度までに完了させ、令和6年度以降は佐久保工業団地や日立金属海岸工場等の工業地域を整備する予定である。 なお、資料15ページの整備計画は、中期経営見通しに反映させてある。また、先ほど更新計画について説明したが、新規整備が一段落した後に更新に取り掛かる予定である。
議長	資料15ページに浄化槽の整備計画が記載されているが何基分か。

事務局 計画は年間40基である。実績は、近年、年間30～35基である。今年、消費税改正前の駆け込み需要があるかと考えていたが、実際は例年と変わらなかった。年々申込者が減ってきている状況である。

委員 検査・委託料とは何か。人件費の上昇を年2%見込んでいるが。

事務局 浄化槽等の法定検査に要する経費と、処理施設の維持管理委託料のことである。

議長 契約は単年度契約か。単年度契約だから、毎年度の人件費上昇を見込んでいるのか。

事務局 お見込みのとおり。人件費とは、委託料等を積算する際に用いる労務単価のことである。島根県が示した単価を用いているが、その上昇を見込んでいるということである。

議長 4) 下水道使用料の改定案
について、事務局に説明を求める。

事務局 4) を別紙資料により説明

議長 意見はないか。

委員 資料25ページについて、使用料収入が増加していないがなぜか？

事務局 これは使用料改定がない場合のものであり、グラフの下の表に、経費回収率を50%とするために必要な使用料収入と不足額を記載している。

委員 今回、令和2年度から令和4年度にかけて経費回収率を50%にするために21.9%の改定が必要ということだが、今回の改定を行えば、令和10年度まで経費回収率が改善するという試算がでているのか。

事務局 中期経営見通しでも説明したように、人口減少や維持管理費の増大も考慮して、この率の改定を行えば経営していけると判断した。

委員 仮に今回改定を行った場合、令和2年度に、今回の経費回収率等の試算に対して実績がどうであったかを公開するのか？

事務局 公開するのは統計上の数値である。今回の数値については、別途記載しなければ公開されないものである。

委員 要望であるが、利用者への結果の開示を検討していただきたい。また、経費回収率が50%を超えた場合、超えた部分は利用者に還元されるのか。それとも、あくまで目標数値なのか。

事務局 本来は、一般会計からの支援に頼らず、企業努力で経費回収率をより高めていくべきであるので、その観点から、還元するという考えはない。ご要望については、毎年度決算状況を公開しているので、それで示せないか検討する。

委員 資料26ページに経営改善の目標が文言で記載されているが、民間企業と同様に、具体的な取り組みと数値目標、取り組む期間を設定されていると思う。そうであれば、審議会で提示していただきたい。改善目標に対する達成率が確認できなければ目標とは言えないと思うので、要望として加えさせていただきたい。

事務局 次回の会議で、数字として表せる項目については数字で示させていただき、目標期限も提示したい。

委員	昨日、行政改革審議会が開催され、事務局から答申案のたたき台が提出されたが、それも文言だけであった。各委員から、やはり数値として目標を設定すべきであると指摘を受けていた。達成の可否は別として、きちんと目標数値を設定した方が、後々にもつながると思う。
委員	経営見直しについて、企業会計適用を反映させたものになっているか。
事務局	概ね反映させているが、減価償却費については含めていない。企業会計適用に伴う内部留保資金についても含めていない。
事務局	1点補足として、企業会計適用によって、資本費平準化債の借入可能額が減少する見込みである。これは、従来は起債発行額で借入可能額を算出していたが、企業会計適用により、減価償却費で算出することになるためである。なお、現時点では、固定資産台帳整備が完了していないので、借入可能額の減少幅については把握できていない。ただし、償還金の財源となる資本費平準化債の借入額が減ることは間違いないので、使用料収入と一般会計繰入金とで補てんしなければならないことは、承知していただきたい。
委員	中山間地域を抱えているので、経営の安定のためには使用料改定もやむを得ない状況であると思うが、もう少し市民の皆さんに分かりやすい資料を提示していただきたい。
議長	使用料改定がやむを得ない状況であることは、各委員とも共通認識を持たれたと思う。改定率など具体的な内容については、次回以降に資料の提供を受けたうえで議論することになると思う。そこで、前回の審議会でも3年ごとに使用料改定を行う計画としながら、平成23年度以降見送ったのはどういった判断によるものか、また、仮に今回改定を行った場合、本当に令和10年度まで経営が成り立つのか、また成り立たない場合はどういった対応が必要か分かる資料の提供を事務局にお願いしたい。なお、今回の資料は収入の不足額を示しただけのものであるので、今回は、改定した場合どうなるのかが分かる資料としていただきたい。市民へは、経費回収率等の馴染みのない言葉については、分かりやすい表現をして、またその目標の達成状況等についても、決算書を公開しているようだが、誰もが見て分かる資料にする努力が必要と思う。次回では、この他、使用料の階層区分の見直しの可否を検討するための資料が必要となる。
事務局	今回は、改定率21.9%という数値を元に、階層区分を改めることも含めて、複数の案と試算を提示させていただきたい。それを元に、内容についてご検討いただきたいと考えている。
議長	複数案を示す場合、それぞれの案について、何が一番の目的かが分かるようにしてほしい。例えば、基本料金をあまり変えない場合、高齢者世帯に配慮したこと等が分かるように示してほしい。
委員	次回、参考資料として、近隣市の現在の使用料が分かる資料を提出してほしい。
事務局	現状については、第1回審議会の資料28ページとして提出済みである。しかし、この資料では、改定後の状況が分からないので、ご要望があれば次回提出したい。なお、月20㎡の使用料が標準的な家庭のものであり、消費税が8%の場合の金額を記載している。

委員	使用料改定が行われた場合、2カ月分の上下水道料金を一度に支払うと、一度の支払金額がかなりの額になる。他の自治体では、1か月検針としている例もある。そのような意見は出ていないか。
事務局	水道料金の改定の際に、同様の意見があった。しかし、1か月検針とした場合検針費用が倍かかるので、2か月検針の方が経費を抑えることができるという結論となった。
委員	使用料改定について、何年に一度見直しを行う等の決まりは無いのか。
事務局	決まりは無いが、これまで3年を一つの区切りとして検討してきた。今後も引き続き、3年を区切りとして見直しを行いたいと考えている。
委員	平成23年度以降、現在まで改定を行ってこなかった理由は何か。
事務局	審議会は設置していないが、市長を含めて、内部での検討はその都度行ってきた。改定を見送ってきた理由の一つとして、これまで、一般会計繰入金で10億円以内に収めるという目標があった。実績では、平成27年度まではごくわずかに超過していなかったため、審議会の開催にまで至っていない。平成28年度からは、資本費平準化債の借入額が減少し、一般会計に頼り繰入金が増加した。今後もこの傾向が続くことが予想されるので、何とかしなければいけないということで、今回の審議会の設置に至ったという経緯がある。
議長	審議会の委員の任期は答申までであり、答申した後にその任務が解かれることになる。今回答申を出すことになるが、答申後も経過が分かるように、広報のあり方も含め、誰が見ても分かる公表の仕方をするよう答申書に盛り込む必要があると考えている。
委員	議事録を速やかに配布してほしい。
事務局	承知した。
委員	改定率について、20%で決定したということか。
議長	決定していない。あくまで、20%で試算した場合どうなるかということである。
議長	他に意見を求めるが意見がなく、議事を終了する。

4. その他

- ・次回開催日 11月6日(金) 午後2時～ (別途通知)

5. 閉会

- ・高家上下水道部次長

以上11:00閉会